

町 長	副 町 長	課 長	課 長 補 佐	係 長	課 員	審 査	設 計 者
年度	令和6年度	業務名	令和5年度第3期 城里町子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査業務			工種	

東茨城郡城里町大字石塚地内

設 計 大 要	令和5年度第3期 城里町子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査業務 ・ 令和5年度第3期 城里町子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査業務 1.0 式	実施方法	委 託
		業務期間	自 契約日の翌日 至 令和6年9月20日
		延期・中止	
		起工年月日	
		完了年月日	令和 年 月 日
		履行期間	自 契約日の翌日 至 令和6年9月20日
		受託者	

工事設計書

城里町

変 更 理 由	
------------------	--

費 目	起 工	第一回変更	第二回変更	増 △ 減
起 工 額				
委託に付する額又は委託額				
業 務 価 格				
測量試験費又は工事雑費				
用 地 及 び 補 償 費				
消 費 税 相 当 額				
委 託 決 定 額				

変更委託価格算定基準 変更委託価格 = 変更積算委託価格 × 請負比率($\frac{\text{起工時の委託決定額}}{\text{起工時の委託に付する額}}$)

変更積算委託価格	×	委託比率	=	変更委託価格
----------	---	------	---	--------

令和5年度第3期 城里町子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査業務

(金抜き)設計内訳書

令和5年度第3期 城里町子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査業務 設計内訳書

番号	名 称	品質・規格	数量	単位	単価	金 額	備 考
1	アンケート調査						
(1)	ニーズ調査（2種）	調査票の設計・印刷・入力・集計・分析	1	式			
(2)	現状の分析と課題の整理	データの収集、現況把握	1	式			
(3)	需要量の推計・目標量・確保量の設定	需要量の見込み算出、目標量・確保量の設定	1	式			
(4)	報告書の作成	報告書の作成	1	式			
(5)	関連法令情報提供	関連法令情報提供	1	式			
(6)	全国子ども・子育て会議資料の要約版の納品	全国子ども・子育て会議資料の要約版の納品	1	式			
(7)	打合せ協議	打合せ協議（3回想定）	1	式			
(8)	業務全体設計・調整	業務全体設計・調整	1	式			
2	管理費						
(1)	管理費		1	式			
3	1 + 2	改め					
	消費税及び地方消費税相当額		10.0	%			
	合計						

1. 業務の名称

令和5年度 第3期 城里町子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査業務
(以下「本業務」という)

2. 業務の目的

本業務は、子ども・子育て支援法に規定される子ども・子育て支援事業計画を策定するにあたって、城里町における、教育・保育・地域子ども・子育て支援事業の状況把握や、ニーズ調査、現状と課題の整理、必要となる資料の作成、事業量の推計、目標量の設定、子ども・子育て支援会議等の運営支援などの基礎調査の実施を目的とする。

3. 業務の履行期間

契約締結日の翌日から令和6年9月20日まで

4. 委託業務の内容

(1) ニーズ調査

事業計画における需要量の見込みを設定するうえでの基礎資料とするために、住民の子育て支援に関する生活実態や要望等について、ニーズ調査を行い、調査結果の集計・分析等を取りまとめる。

今後、厚生労働省及び内閣府からの指針等が示された場合には、それらを参考にしつつ、城里町の教育・保育、子ども・子育てに関する実態、本人や保護者の子ども・子育て支援に関する意向を計画に反映するためのニーズ調査を実施する。ニーズ調査の設計に際しては、第2期子ども・子育て支援事業計画策定時に実施したニーズ調査票に留意し、基礎的な地域データ及び資料の整理分析の結果及び国・都道府県の動向を踏まえて設計するものとする。

なお、回答者の答えやすさに配慮した設問構成やレイアウトを工夫し、回答者の負担を少しでも軽減することで、回収率の向上に努めることとする。

(ア) 調査対象者及び標本数

①就学前児童が属する世帯 約400票

②小学生児童が属する世帯 約600票

※調査票は、①については、国が示した基本方針等をもとに次年度に策定予定の事業計画に反映できるよう、城里町独自の設問を加え、国が求める需要量見込みに必要な項目（ワークシート作成に必要な項目）を確実に抑えた上で、城里町の実情に応じた設問設計をすることとする。

②については、放課後児童健全育成事業のニーズ及び第2期子ども・子育て支援事業計画や次世代育成支援行動計画で実施した調査をもとに、地域の一貫した「学び」「育ち」の視点からも調査項目を設定し、現在の課題や社会変化などを踏まえて設計する。

受託者は調査票案設計にあたっての助言、情報提供、設計素案の提案を行う。

(イ) 調査方法

郵送による配布回収とする。調査票の印刷は受託者が行う。

回収（返信）用封筒の受取人は城里町とする。配布回収に係る経費は城里町負担とする。

(ウ) 集計・分析

結果報告書は、調査対象者全体の意向を把握する「全体編（単純集計）」、地域×年齢、設問同士を掛け合わせたクロス集計分析による各層の特徴的な傾向を表した「分析編」を編さんする。

自由意見は事務局と協議のうえ、回答の分類分けも行うこと。結果報告書の取りまとめにあたっては、わかりやすい内容となるよう配慮することとする。

なお設問設計の際は、その設問の意図を明確にし、回答結果の計画への反映方法が具体的に分かるような資料を作成し、事務局と協議するものとする。

(エ) 業務分担

発注者	受託者
<ul style="list-style-type: none">① 実施方針の確定② 調査票原案の検討と確定③ サンプルングの実施、宛名ラベル作成④ 配布・回収の手続（料金受取人払申請手続）⑤ 配布・回収用経費（郵送料等）の支払⑥ 回収ニーズ調査の管理⑦ ニーズ調査結果報告書原案の検討⑧ 調査結果報告書の確定	<ul style="list-style-type: none">① 実施方針の協議・確認② 調査票原案の作成と補修正③ 調査票の印刷（２種） A4判 上質紙 中厚口 中綴製本④ 回収ニーズ調査票の入力⑤ 自由記述回答部分の整理⑥ 単純集計・クロス集計の実施⑦ ニーズ調査内容の分析・グラフ化⑧ ニーズ調査結果報告書の作成と補修正⑨ 確定報告書の提出・結果報告

(2) 現状の分析と課題の整理

(1) ニーズ調査の結果及び第2期子ども・子育て支援事業計画の取組への評価などを整理して、子ども・子育て支援に係る現状を分析し、その内容にもとづき城里町の課題を抽出する。

(3) 需要量の推計・目標量・確保量の設定

(1) ニーズ調査、(2) 現状の分析と課題の整理の結果をもとに、各種事業の需要量の見込を推計する。また、推計結果に、資料などから分析把握したサービス提供状況や見込み量、城里町の施策意向、子ども・子育て会議の審議結果などをふまえ、計画における各種事業の目標量の設定を支援する。

サービス供給の実態を踏まえた供給(確保)策については、保育ニーズを顕在化した上で、真の需要の見込み量に対応する施設や事業サービス供給の確保策(年度ごと)の設定を支援する。なお、幼児期の学校教育・保育のニーズ量の見込みは、①3～5歳、教育のみ(1号)、②3～5歳、保育の必要性あり(2号)、③0～2歳、保育の必要性あり(3号)※0歳、1～2歳別という認定の区分ごとに設定を行う。

(4) 報告書の作成

(1)～(3)を反映し、ニーズ調査の報告書を作成する。

(5) 関連法令情報提供

関連法令の動向や概要、条文等の情報提供、例規整備FAQ、他団体の事例の提供など、城里町に必要となる情報提供を随時行うものとする。

(6) 全国子ども・子育て会議資料の要約版の納品

今後の子ども・子育て支援制度の方向性と計画策定等に係る情報が定期的に示されると想定される上記会議について、会議が開催される都度、会議内容を要約した資料をわかりやすく作成し、城里町に納品すること。

5. 成果品

(1) 成果品

- ① ニーズ調査実施に係る調査票一式
 - ② ニーズ調査結果単純集計表(出力紙1部及び電子データ納品)
 - ③ ニーズ調査結果クロス集計表(出力紙1部及び電子データ納品)
 - ④ ニーズ調査報告書(出力紙1部及び電子データ納品)
 - ⑤ 需要量の推計・目標量設定資料(出力紙1部及び電子データ納品)
 - ⑥ 子ども・子育て会議に係る会議資料(データ納品)
 - ⑦ 関連法令情報(出力紙1部)
- ※ 本仕様書内、4. 委託業務の内容(6)に記載事項項目の納品とする。
- ⑧ 全国子ども・子育て担当者会議要約版(出力紙1部)
- ※ 本仕様書内、4. 委託業務の内容(7)に記載事項項目の納品とする。
- ・ その他城里町が必要とする報告資料、関係データ一式

(2) 完了検査

受託者は、業務実施成果品を提出し、城里町による検査を受けるものとする。その結果、成果品について本仕様書及び打合せ協議による発注者の要求を満たさない場合には、速やかに修正等を行うものとする。

(3) 納品

受託者は、本業務を確実に遂行し、期間内に成果品を納入する義務を負う。成果品に、受託者の責めに帰すべき瑕疵が認められた場合には、納品完了後であっても、受託者は速やかに訂正しなければならない。

(4) 納入場所

本業務の納入場所は城里町健康福祉課とする。

6. 秘密の保持

受託者は、本業務を遂行する上で知り得た情報について、細心の注意を払うものとし、いかなる場合にも情報の漏洩をしてはならない。

7. 個人情報の取り扱い

本業務の遂行にあたり、個人情報の取り扱いについては十分留意すること。

8. 瑕疵担保等

本業務終了後であっても、受託者の過失又は疎漏に起因する不良箇所が発見された場合は城里町の指示に従い、修正・補正その他必要な作業を受託者の責任及び負担において行うものとする。

9. 著作権の帰属

本業務で作成された計画書およびデータの著作権は、城里町に帰属するものとする。

10. その他

当該調査に係る事項について、今後新たな方針が国及び都道府県から示されるなど状況が変化した場合には、城里町と協議の上、本業務内容を変更することができる。また本仕様書内に明示できないものについては、必要に応じ、城里町と協議し、決定することとする。